

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地		
中央歯科衛生士調理製菓専門 学校		平成22年3月31日		鈴木 啓之		〒 411-0036 (住所) 静岡県三島市一番町15-35 (電話) 055-971-1833		
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地		
学校法人鈴木学園		平成22年3月31日		理事長 鈴木啓之		〒 411-0036 (住所) 静岡県三島市一番町15-35 (電話) 055-971-1833		
分野	認定課程名		認定学科名		専門士認定年度		高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度
医療	専門課程 歯科衛生学科		歯科衛生学科		平成18(2006)年度		-	平成26(2014)年度
学科の目的		教育基本法(昭和22年法律第25号)の精神に則り、学校教育法(昭和22年法律第26号)に従い、に掲げる事項を行うとともに、教養の向上と人格の陶冶を図るため、組織的な教育を行う。(1)歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)に基づく歯科衛生士の養成に必要な科学的知識・技能の教授						
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)		取得可能な資格: 歯科衛生士国家試験受験資格、介護職員初任者研修 科予防処置、歯科診療補助、歯科保健指導の知識と技術を得得るとともに、超高齢社会に対応できる歯科衛生士を育成するカリキュラムに沿って教育する。 歯科衛生士の業務内容						
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義	演習	実習	実験	実技
3 年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入		3,193 単位時間 単位	1,911 単位時間 単位	382 単位時間 単位	900 単位時間 単位	0 単位時間 単位
	単位時間		3,193 単位時間	1,911 単位時間	382 単位時間	900 単位時間	0 単位時間	0 単位時間
生徒総定員	生徒実員(A)		留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)	中退率		
96 人	93 人		0 人		0 %	0 %		
就職等の状況	■卒業者数(C)		33 人					
	■就職希望者数(D)		94 人					
	■就職者数(E)		94 人					
	■地元就職者数(F)		27 人					
	■就職率(E/D)		100 %					
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		79 %					
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		100 %					
	■進学者数		0 人					
	■その他							
	(令和 6 年度卒業者にに関する令和6年5月1日時点の情報)							
■主な就職先、業界等								
(令和6年度卒業生)								
県内外の歯科診療所、病院								
第三者による 学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載		無		評価結果を掲載した ホームページURL			
当該学科の ホームページ URL	https://suzuki.ac.jp/mishima/dental/							
企業等と連携した 実習等の実施状況 (A、Bいずれかに 記入)	(A: 単位時間による算定)							
	総授業時数		3,193 単位時間					
企業等と連携した 実習等の実施状況 (A、Bいずれかに 記入)	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		900 単位時間					
	うち企業等と連携した演習の授業時数		54 単位時間					
	うち必修授業時数		3,193 単位時間					
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		900 単位時間					
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		54 単位時間					
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		900 単位時間					
	(B: 単位数による算定)							
	総単位数		0 単位					
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数		単位					
	うち企業等と連携した演習の単位数		単位					
うち必修単位数		単位						
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数		単位						
うち企業等と連携した必修の演習の単位数		単位						
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)		単位						
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)		2 人					
	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)		3 人					
	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)		0 人					
	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)		0 人					
	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)		0 人					
	計		5 人					
	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数		5 人					

第1回	平成25年9月5日	19:00～
第2回	平成26年1月30日	19:00～
第1回	平成26年9月4日	19:00～
第2回	平成27年2月4日	11:00～
第1回	平成27年8月31日	13:30～
第2回	平成28年3月23日	11:25～
第1回	平成28年9月1日	20:00～
第2回	平成29年1月26日	10:30～
第1回	平成29年9月21日	14:00～
第2回	平成30年3月1日	11:00～
第1回	平成30年9月6日	19:00～
第2回	平成31年1月28日	13:10～
第1回	令和元年9月26日	12:45～
第2回	令和2年3月24日	11:00～
第1回	令和2年9月17日	11:00～
第2回	令和3年4月8日	16:30～
第1回	令和3年9月16日	11:00～

第2回 令和4年3月17日 10:30～
 第1回 令和4年9月15日 11:00～
 第2回 令和5年3月23日 14:00～
 第1回 令和5年9月14日 11:00～
 第2回 令和6年3月15日 11:00～
 第1回 令和6年10月24日 16:30～
 第2回 令和7年3月6日 10:30～

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

歯科医師は地元の歯科医師会の会長であり、歯科衛生士は本校の実習施設で指導教員をしていただいている歯科衛生士である。お二人とも三島市の歯科業界において中心的な方々である。現在歯科衛生士に何が求められ、そのような教育に力を入れるべきかのご意見をいただき、授業や臨地臨床実習に活かしていく。今年度も引き続きコロナの影響で実習等は思うように行えない部分があるが、今だからこそ感染対策についての講義を行うこと、歯科衛生士として必要な全身疾患に関係する薬剤等の知識を深めることも必要であるというご意見をいただき特別授業を計画した。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

- ・校内では指導することや学生自身が経験することの難しい、専門分野に関する知識・技能・技術の習得
- ・専門分野に関する最新技術や専門性の高い技術、知識の教授
- ・企業ニーズ、業界ビジョンの教授
- ・その他社会人基礎力の習得等、社会人力育成への寄与

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

(3)の臨地臨床実習においては県内各市の臨床実習施設から臨床実習評価表による評価をいただき、学生にフィードバックしている。また、むし歯の日に行われる各市歯科医師会から要請され参加するイベントである地域歯科保健活動への参加実習、いい歯の日の周知活動イベントへの参加実習等は臨地実習評価表による評価をいただき、学生にフィードバックしている。地域で活躍されている歯科医師・歯科衛生士による講義等は受講態度、定期試験の実施により行っている。フィードバックは個人面談や保護者を含む三者面談で行う。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	企業連携の方法	科 目 概 要	連 携 企 業 等
臨地臨床実習	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	歯科衛生士概論・歯科臨床概論・歯周病学・歯科保存修復学・歯内療法・歯科補綴学・口腔外科学・歯科矯正学・高齢者歯科学・有病者・障害者歯科学・インプラント・歯科放射線学の専門分野総合の復習を行い、卒業・歯科衛生士国家試験に対応できる知識のまとめをねらいとする。	県内歯科医院、順天堂大学医学部付属静岡病院、三島総合病院、ラサンテふよう、三島市保健センター、三島北小学校、しらゆり幼稚園など合計58施設
解剖学	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	歯科予防処置の意義を理解し、う蝕予防・歯周病予防における歯科衛生士として必要な知識・技能・態度を習得し、臨床の場に十分対応し得る能力を得ることをねらいとする。	黒木歯科診療所
歯科臨床概論	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	歯科予防処置の意義を理解し、う蝕予防・歯周病予防における歯科衛生士として必要な知識・技能・態度を習得し、臨床の場に十分対応し得る能力を得ることをねらいとする。	i DENTAL CLINIC
歯科矯正学	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	歯科保健指導の意義を理解し、歯科保健指導および歯科衛生教育における歯科衛生士として必要な知識・技能・態度を習得し、臨床の場に十分対応し得る能力を得ることをねらいとする。	桑原歯科医院
歯科補綴学	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	歯科診療補助の意義を理解し、歯科衛生士が行う歯科診療の補助に必要な知識・技能・態度を習得し、臨床の場に十分対応し得る能力を得ることをねらいとする。	あしたか歯科医院

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

- ・歯科教育または学校教育で提供される教育内容である歯科衛生の専門性に関する動向、産業振興の方向性、新産業の成長に伴い新たに必要となる知識・技術・技能を習得する。

- ・歯科教育または学校教育で提供される知識・技術・技能の専門性の維持、向上を目的とした研修に参加する。
- ・毎年、新入教職員研修1回(全新入教職員対象)、春季教職員研修1回(全教職員対象)、夏季教職員研修1回(全教職員対象)、この他に毎年研修計画書を作成して実施している(別紙参照)。
- ・就業規則 第55条(研修規程)に法人は教職員の業務に必要な知識・技能・資質向上のための教育訓練を教職員に対して行うことを規定しており、詳細は教職員研修規定に定めている。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	第15回日本歯科衛生教育学会総会・学術大会	連携企業等:	日本歯科医師会、日本歯科衛生士会
期間:	令和6年11月30日・12月1日	対象:	歯科衛生士専任教員
内容	教育講演・特別講演・シンポジウム		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	令和6年度東海地区歯科衛生士教育協議会	連携企業等:	東海地区歯科衛生士教育協議会
期間:	令和6年6月29日(土)	対象:	東海地区歯科衛生士養成所専任教員
内容	総会・研修会		

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	東海地区歯科衛生士教育協議会研修会	連携企業等:	東海地区歯科衛生士教育協議会
期間:	R7. 6月	対象:	歯科衛生士教員
内容	総会・研修会		

研修名:	日本歯科衛生学会	連携企業等:	全国歯科衛生士教育協議会
期間:	R7. 12月	対象:	歯科衛生士教員
内容	教育講演・特別講演・シンポジウム		

研修名:	歯科衛生士専任教員講習会 I	連携企業等:	全国歯科衛生士教育協議対象
期間:	R7. 7月	対象:	歯科衛生士教員
内容	教育講演・特別講演		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	歯科衛生士専任教員講習会 V	連携企業等:	全国歯科衛生士教育協議会
期間:	R7. 8月下旬	対象:	歯科衛生士教員
内容	教育講演・特別講演		

研修名:	:母子歯科保健講習会	連携企業等:	静岡県歯科医師会
期間:	R7. 5月	対象:	学校歯科保健に関わる養護教員・保健師・歯科衛生士
内容	講習会		

研修名:	鈴木学園夏季教職員研修会	連携企業等:	中央医療健康大学校、中央調理製菓専門学校、富士メカニク専門学校
期間:	R7. 8月	対象:	専任教員・職員
内容	未定		

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

- ①評価活動を通じたコミュニケーションにより、保護者や企業関係者などと学校が互いに理解を深める。
- ②学校が行った評価が、学校に関係する方々に受け入れられるかについて意見をいただき、自己評価の客観性・透明性を高める。
- ③保護者や企業関係者など、学校に関係する方々に、それぞれの立場、視点から意見を出し合うことで、よりよい学校づくりをめざす。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	(1)教育理念・目標
(2)学校運営	(2)学校運営
(3)教育活動	(3)教育活動
(4)学修成果	(4)学修成果
(5)学生支援	(5)学生生活支援
(6)教育環境	(6)教育環境
(7)学生の受入れ募集	(7)学生の受入れ募集
(8)財務	(8)財務
(9)法令等の遵守	(9)法令等の遵守
(10)社会貢献・地域貢献	
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

委員の方々に実際に授業・実習を見学していただいたり、会議に参加していただき疑問や気づき、意見等をいただくことにより、より良い学校づくりをしていく。また、評価されるという緊張感をもって教育にあたることで各教員が切磋琢磨していくことを期待する。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任期	種別
鈴木 啓之	中央歯科衛生士調理製菓専門学校	令和7年4月1日～令和8年3月31日	校長
小野 真理子	中央歯科衛生士調理製菓専門学校	令和7年4月1日～令和8年3月31日	専攻学科の学科長
汐見 久美子	しおみ歯科医院	令和7年4月1日～令和8年3月31日	企業関係者
塚口 公美子	中央医療健康大学校 歯科衛生学科	令和7年4月1日～令和8年3月31日	他校の教員
瀬戸 奈々子	第21期生保護者	令和7年4月1日～令和8年3月31日	保護者

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(○ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://suzuki.ac.jp/mishima/disclosure/>

公表時期: 令和7年6月1日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

- ・ホームページへの学校活動の掲示
- ・臨床実習施設連絡会議の開催

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	開 示:学校の概要、事業計画
(2)各学科等の教育	開 示:カリキュラム(HP、パンフレット)
(3)教職員	開 示:教職員
(4)キャリア教育・実践的職業教育	開 示:幼稚園・小学校の集団指導
(5)様々な教育活動・教育環境	開 示:年間スケジュール、行事の様子、学生の一日常
(6)学生の生活支援	開 示:アパート紹介
(7)学生納付金・修学支援	開 示:納付金
(8)学校の財務	開 示:貸借対照表、収支計算書
(9)学校評価	開 示:学校関係者評価
(10)国際連携の状況	該当なし
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(○ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://suzuki.ac.jp/mishima/disclosure/>

公表時期: 令和7年6月1日

授業科目等の概要

(専門課程 歯科衛生学科 歯科衛生学科)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			生物学	ヒトも地球上の生態系の一員であり、その進化の過程を理解し、更に生物であるヒトの構造、組織、代謝や免疫のメカニズムを理解することで専門科目の基礎となる部分を習得する。	1年・前	30	2	○			○			○	
2	○			化学	歯科衛生士として必要な最低限の科学的内容についての理解を深める。口腔衛生管理の為には使用する器具、薬品についての十分な理解がなくては技術を十分発揮することができず、不時の対応も行えないことに留意し、基礎的事項の徹底を図る。	1年・前	30	2	○			○			○	
3	○			医療倫理学	現在、複雑で多様化している社会の中で、患者の立場に立脚した歯科医療従事者の医療倫理を説明する。国際的倫理規範、先人の医療倫理の叡智、患者の人権、インフォームドコンセント、生命倫理、生と死の問題など現在の医の倫理的状況を踏まえて考えることを目的とする。	1年・前	30	2	○			○			○	
4	○			コミュニケーション論・心理学	コミュニケーションとは、他の人との何らかの情報をやりとりして、共有するプロセスである。そのプロセスから相手と一緒に関係を築いていくこと、更に医療人を志すものとして接遇におけるコミュニケーションについても学ぶ。人間の行動を探究する科学であることを、心理学の広範囲での知見をもとに概説する。パーソナリティー、行動の発現と適応過程、環境の認知、学習と記憶などの基礎領域を通して人間理解を深めることを目的とする。	2年・前	30	1	○	△		○			○	
5	○			歯科英語	外国人の患者と意思疎通をすることは、歯科衛生士として大変重要なことである。口腔衛生指導、シーラント等の臨床でのさまざまな場面を想定した表現を身につけることをねらいとしている。Listening・PairWork等の活動を取り入れた授業を展開することによって、さらに一歩進んだ生きた英語を身につけることをねらいとしている。	1年・後	34	1	○			○			○	
6	○			社会学	歯科医療の基礎として、教育・都市・家族・・・等多様な領域について基礎的な内容を学習し、現代社会の状況や諸問題に対する社会学の取組みについても学習し、その上で歯科医療が社会に及ぼす影響について学習する。	1年・後	30	2	○			○			○	○
7	○			解剖学	人体の正常な構造を理解するための学問である。体の働き（機能）を知るためにも解剖学・形態学を把握し、十分に理解することをねらいとする。	1年・前	30	2	○			○			○	○
8	○			組織・発生学	人体の階層性・すなわち人体は共通のはたきをもつ器官が集まった器官系によってつくられ、それぞれの器官は種々の異なる細胞が集まった組織によって構成されている。そこで、本授業は人体を公正する最小単位である細胞から始め、人体の仕組みについての理解を深めることをねらいとしている。	1年・前	30	2	○			○			○	○
9	○			口腔解剖学	解剖学の一分野で口腔を中心とした解剖学のことだが、口腔解剖学である。歯科医学に必要な人体の構造を重点的に学ぶ。	1年・前	30	2	○			○			○	○

10	○		生理学	生命のシステムというのはきわめて巧妙にできている。その中でも人体のシステムというのはきわめて複雑であり、そのシステムに不都合が生じた状態が疾患である。疾患を理解するためには人体のメカニズムを理解する必要があるが、それを学ぶのが生理学である。	1年・前	30	2	○			○			○	○
11	○		生化学	ヒトにおける栄養素の消化・吸収・代謝の機序、その調整のメカニズムが生命現象とどのような関わりをもって営まれているかを化学的な知識をもって深める。さらにそれらの広範な知識を背景にして、口腔内の組織構成、特に歯牙、唾液、堆積物、う蝕との免疫関係についても理解を深める。	1年・後	15	1	○			○			○	○
12	○		病理学	病理学という基礎と臨床の間にある教科を学ぶことにより、正常な組織と疾患のある組織との違い、その治癒について理解する。また組織の変化を理論的に学ぶことにより歯科衛生士の日常業務を円滑に行なえるようにする。	1年・前	30	2	○			○			○	○
13	○		薬理学	歯科に受診する患者は、健康な人であるとは限らず、むしろ高齢者など復習の疾患を有する患者が多い。歯科治療に使用される薬物だけでなく、全身疾患及びその治療薬を知る事、また、相互作用などにも注意を払えるようになる事を目標とする。また、歯科特有の薬剤に関する知識の習得を目的とする。	1年・前	30	2	○			○			○	○
14	○		微生物学	口腔疾患の多くは微生物による感染症であり、歯科衛生士が行う業務には、口腔疾患の予防処置や保険指導が含まれる。また臨床では器具の消毒や滅菌に携わることから、十分な微生物学の知識を必要とする。微生物学では、その基礎となる総論～各論、免疫、滅菌・消毒法、化学療法剤について詳細に解説する。	1年・前	30	2	○			○			○	○
15	○		口腔衛生学	口腔保健を進めていく上で、歯科衛生士として必要な基礎的な知識を学ぶ。歯周疾患の予防の概要について理解するとともに、地域歯科保健の現状とその評価法ならびに実際の地域での口腔保健の進め方についても知る。	1年・前後	60	2	○			○			○	○
16	○		歯科衛生統計	臨床で治療の方法の選択を行う場合、その歯科疾患を免疫的に捉え、その情報を解釈するための知識を勉強します。そして、新しい歯科的な知識を学会誌などから得る場合に必要になる統計の基本理論や計算法、解釈ができるようにする。	2年・前	30	1	○			○			○	○
17	○		衛生学・公衆衛生学	衛生学・公衆衛生学は、私たちの健康問題と私たちを取り巻くあらゆる環境因子との相互関係を追及する学問であり、(日常生活や健康に環境がどのように関わっているか・生活や健康を維持、増進するために環境問題にどのように対処をしているか)など、健康と環境との関係を学習する。また、医療従事者として、疾病予防や健康増進などの保健問題を地球規模で考え、地域社会できめ細やかな活動が実践できるよう基礎的な知識を学習する。	1年・後	30	2	○			○			○	○
18	○		衛生行政・社会福祉	衛生行政の仕組みや保険医療、さらに福祉関係の法規についても精通し、また社会福祉や社会保険制度における医療保険の諸対策についても理解を深める。	2年・後	30	2	○			○			○	○
19	○		専門基礎医学総論	薬理学・微生物学・口腔衛生学・歯科衛生統計・衛生学・公衆衛生学・衛生行政・社会福祉の専門知識分野総合の復習を行い、卒業・歯科衛生士国家試験に対応できる知識のまとめをねらいとする。	3年・後	30	1	○			○			○	○
20	○		歯科衛生士概論	歯科衛生士業務や役割について十分理解されることを目的とする。歯科衛生士についての基本的な知識、専門性について考え現代社会における歯科衛生士に求められる事を明確にし、目指すべき歯科衛生士について考える事をねらいとする。	1年・前	30	2	○			○			○	○

21	○		歯科臨床概論	歯科医学について、口腔内写真などの画像を多く使い、歯科臨床医学の理解を深める。まず医の倫理について説き、歯科医療の特異性、歯科疾患を知る。ついで、縦割りの学問体系で各臨床分野の内容を紹介し、その後は横断的に歯科臨床医療を包括的に説明する。	1年・前	30	1	○			○			○	○
22	○		歯周病学	歯周病についての理解を深めるとともに、歯周病がどのような病気であるか、原因や進行のメカニズム、治療法、予防法などを学ぶ。	1年・後	30	1	○			○			○	○
23	○		保存修復学・歯内療法学	歯の硬組織疾患の病院や病態を理解し、予防、検査・診査、診断、治療、メンテナンスを理解する。歯髄ならび根尖性歯周組織の疾患について、検査・審査・診断、治療を理解する。	1年・後	30	1	○			○			○	○
24	○		歯科補綴学	歯・歯列・顎骨・顔面の欠損を人工装置で補い、障害された機能と失われた顔貌の審美性を改善・回復する治療について学ぶ。	1年・後	30	1	○			○			○	○
25	○		口腔外科学	顎口腔領域に存在する多彩な組織に生じる多種多様な疾患を対象とし、その内観的手術を必要とする疾患や治療について学ぶ。	1年・後	30	1	○			○			○	○
26	○		小児歯科学	成長発達期にある小児を対象とする歯科医学。処置内容ではなく、年齢で区分されている。	2年・前	30	1	○			○			○	○
27	○		歯科矯正学	口腔・顎顔面頭蓋の発生と成長発育、および加齢による正常な変化や、発達上の異常の遺伝的・環境的要因を研究して予防・抑制を図り、さらに不正咬合を治療することで機能と審美性を改善し、患者の健康と生活の質の向上に寄与する歯科医学。	1年・後	30	1	○			○			○	○
28	○		高齢者歯科学	高齢者を歯科の分野から直接及び間接的に支えるための方策を考える。	2年・前	30	1	○	△		○			○	○
29	○		有病者・障がい者歯科学とインプラント	老年人口割合が22%を超えた現代における歯科医療のあり方と歯科衛生士の役割りを基礎分野から臨床まで、有病者・障害者歯科医学の観点から学習する。	2年・前	30	1	○			○			○	○
30	○		歯科放射線学	物質を透過する能力のあるエックス線撮影について、その装置・方法・線量の低減方法・画像解釈等について学ぶ。	2年・前	30	1	○			○			○	○
31	○		臨床歯科医学総論	歯科衛生士概論・歯科臨床概論・歯周病学・歯科保存修復学・歯内療法学・歯科補綴学・口腔外科学・歯科矯正学・高齢者歯科学・有病者・障害者歯科学・インプラント・歯科放射線学の専門分野総合の復習を行い、卒業・歯科衛生士国家試験に対応できる知識のまとめをねらいとする。	3年・後	90	3	○			○			○	○
32	○		歯科予防処置論Ⅰ	歯科予防処置の意義を理解し、う蝕予防・歯周病予防における歯科衛生士として必要な知識・技能・態度を習得し、臨床の場に十分対応し得る能力を得ることをねらいとする。	1年・前後	150	4	○	△		○			○	
33	○		歯科予防処置論Ⅱ	歯科予防処置の意義を理解し、う蝕予防・歯周病予防における歯科衛生士として必要な知識・技能・態度を習得し、臨床の場に十分対応し得る能力を得ることをねらいとする。	2年・前後	150	4	△	○		○			○	
34	○		歯科予防処置論Ⅲ	歯科予防処置の意義を理解し、う蝕予防・歯周病予防における歯科衛生士として必要な知識・技能・態度を習得し、臨床の場に十分対応し得る能力を得ることをねらいとする。	3年・前	30	1	△	○		○			○	
35	○		歯科保健指導論Ⅰ	歯科保健指導の意義を理解し、歯科保健指導および歯科衛生教育における歯科衛生士として必要な知識・技能・態度を習得し、臨床の場に十分対応し得る能力を得ることをねらいとする。	1年・前後	90	2	○	△		○			○	

36	○	6	歯科保健指導論Ⅱ	歯科保健指導の意義を理解し、歯科保健指導および歯科衛生教育における歯科衛生士として必要な知識・技能・態度を習得し、臨床の場に十分対応し得る能力を得ることをねらいとする。	2年・前後	90	2	○	△		○		○						
37	○		歯科保健指導論Ⅲ・栄養指導（実習含む）	栄養素の基礎知識、食事摂取基準、五大栄養素等の栄養学の基礎について学ぶ。また、人の健康を支える基本である食生活について学ぶとともに、う蝕と歯周病との関連性を理解できるようにする。また、栄養指導について学ぶ。	1年・後2年	105	3	○	△		○		○						
38	○		歯科診療補助論Ⅰ	歯科診療補助の意義を理解し、歯科衛生士が行う歯科診療の補助に必要な知識・技能・態度を習得し、臨床の場に十分対応し得る能力を得ることをねらいとする。	1年・前後	150	4	○	△		○		○						
39	○		歯科診療補助論Ⅱ	歯科診療補助の意義を理解し、歯科衛生士が行う歯科診療の補助に必要な知識・技能・態度を習得し、臨床の場に十分対応し得る能力を得ることをねらいとする。	2年・前後	150	4	○	△		○		○						
40	○		歯科診療補助論Ⅲ	歯科診療補助の意義を理解し、歯科衛生士が行う歯科診療の補助に必要な知識・技能・態度を習得し、臨床の場に十分対応し得る能力を得ることをねらいとする。	3年・前	45	1	○	△		○		○						
41	○		臨床実習・臨床実習	各施設の臨床体系やシステムを理解し、診療の見学や担当者の指導のもと、実際に予防処置・診療補助・保健指導に携わる。臨床実習を通じて、基本的な手技や患者対応を習得し、基礎となる素養を身につける。公衆衛生等の現場において、保健・福祉・医療チームの中での役割を理解する。専門的口腔ケアが提供できる方法について学ぶ。ケア対象者に対して適切な対応ができる。	2年・前、3年・後	900	20				○		○		○	○			
42	○		介護職員初任者研修	訪問介護員（ホームヘルパー）2級の後継としてできた資格である。養成に必要な講義、演習、実習を行う。	2年・前	174	4	○	△		○	○		○	○				
43	○		人道支援と看護	ボランティア活動に関する基礎知識や必要な資質について学ぶとともに、ボランティア活動時の留意点についても学ぶ。高齢社会を迎える現在、全身に疾患をもった患者の歯科診療を行う機会が増えている。そのため歯科医師のパートナーである歯科衛生士も患者の精神面も含めて全身状態に目を向けることが求められている。最小限知っておきたい看護の知識を学ぶ。	2年・前	30	1	○	△		○			○					
44	○		歯科衛生総論	歯科衛生士の三大業務である歯科予防処置論・歯科保健指導論・歯科診療補助論専門分野総合の復習を行い、卒業・歯科衛生士国家試験に対応できる知識のまとめをねらいとする。	3年・後	120	3	○	△		○		○						
合計						44101	科目	101 単位（単位時間）											

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：	履修単位を満たしていること。成績評価が全て合格であること。	1学年の学期区分	2期
履修方法：	各教科における定期試験・課題・出席について学則に定める合格点を得ること。	1学期の授業期間	19～20 週

（留意事項）

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。